

改正

昭和58年7月1日告示第22号
昭和59年7月25日告示第22号
昭和59年12月26日告示第23号
昭和61年12月27日告示第31号
昭和62年6月25日告示第11号
昭和62年7月20日告示第13号
平成3年12月25日告示第32号
平成5年8月16日告示第28号
平成8年3月28日告示第19号
平成8年12月27日告示第47号
平成9年9月30日告示第28号
平成11年3月30日告示第30号
平成12年12月27日告示第81号
平成14年3月28日告示第32号
平成14年10月1日告示第69号
平成17年6月28日告示第74号
平成18年11月1日告示第107号
平成19年3月6日告示第20号
平成20年2月22日告示第22号
平成22年3月29日告示第41号
平成26年3月28日告示第33号
平成27年3月26日告示第49号
平成28年3月28日告示第39号

日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、町長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成すること

について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者のうち、次のいずれかに該当する者（以下「重度心身障害老人」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める障害の程度が1級または2級に該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度と判定されたもの

ウ 手帳の交付を受け、障害の程度が省令別表第5号の3級に該当する者で、更生相談所において知的障害の程度が中度と判定されたもの

エ 手帳の交付を受け、障害の程度が省令別表第5号の3級もしくは4級に該当する者、または更生相談所において知的障害の程度が中度と判定されたものまたは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）第45条の規定により精神障害者福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条に定める障害等級を1級もしくは2級と判定されたもの

オ 手帳の交付を受け、障害の程度が省令別表第5号の5級もしくは6級に該当する者、または更生相談所において知的障害の程度が軽度と判定されたものまたは精神障害者手帳の交付を受け、施行令第6条の規定による障害等級が3級と判定されたもの

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、日野町福祉医療費助成条例（昭和48年日野町条例第29号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する母子家庭の母等または同条第6号に規定する父子家庭の父等に該当するもの

(3) 他の市町村に居住する重度心身障害老人で、町長が医療費の助成を必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害老人（前項第1号エおよびオに該当するものを除く。）のうち日野町の区域内に所在する条例第2条第11号に規定する障害者支援施設等（以下「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、他の市町村から日野町の区域内に住所を変更し

たと認められる者は、助成対象者としなない。

(住所地特例)

第2条の2 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、日野町から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害老人（前条第1項第1号エおよびオに該当するものを除く。）は、前条に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害老人が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に日野町の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

(助成の範囲)

第3条 町長は、助成対象者の疾病または負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額（助成対象者が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（同法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額および同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、当該助成対象者に対しその満たない額に相当する額を福祉助成費として助成する。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

2 前項の助成対象者について、助成対象者およびその配偶者ならびに助成対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該助成対象者の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉助成費として助成する。

3 第1項の医療に要する費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、福祉助成費は、助成対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が次の第1号から第3号までに定める額を超えるときまたは助成対象者が第4号に該当するときは、助成しない。助成対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得または助成対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当

該助成対象者の生計を維持する者の前年の所得が、次の第1号から第3号までに定める額を超えるときも、同様とする。

- (1) 第2条第1項第1号アからウまでについては、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。）第52条の表第5条の4第2項の項下欄および第6条の4第1項の項下欄に規定する額
- (2) 第2条第1項第1号エについては、措置令第52条の表第6条の4第1項の項下欄に規定する額または助成対象者の前年の所得、助成対象者の配偶者の前年の所得および助成対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で助成対象者と生計を一にしている者の前年の所得の合計額が300万円
- (3) 措置令で別に定める額
- (4) 第2条第1項第1号オについては、地方税法の規定による市町村民税を課せられている者がいる世帯に属している場合
(助成券の交付)

第4条 第2条第1項第1号アからオまで、または第2条第1項第2号に該当する者で福祉医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成券・更新申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。
(助成券の更新)

第4条の2 助成券に第3条第4項の規定に該当しないことを確認するため、有効期間を定めるものとする。

- 2 助成対象者は、助成券の有効期間の満了後も引き続き福祉助成券の助成を受けようとするときは、当該助成権の有効期間満了の2ヶ月前から1ヶ月前までの間に重度心身障害老人等福祉助成券・更新申請書（別記様式第1号）に受給券を添えて町長に提出し更新を受けることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、助成対象者の同意に基づき、町の公簿等により受給要件が確認できるときは、当該更新に係る申請を省略することができる。

(助成券の再交付)

第4条の3 受給券の交付を受けたものは、受給券を破損し、汚損し、または亡失したときは福祉医療費受給券・助成券再交付申請書（別記様式第1号その2）を町長に提出し、再交付を受けることができる。

- 2 受給券を亡失した者は、受給券の再交付を受けた後、亡失した受給券を発見したときは、ただちにこれを町長に返還するものとする。

(助成券)

第5条 町長は、助成対象者から申請があった場合、福祉助成費の助成を受けることができる重度心身障害老人等福祉助成券（別記様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

(助成券の提示)

第6条 助成対象者は、福祉助成費の助成を受けようとする場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関もしくは保険薬局または高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療等を受ける際、助成券を提示しなければならない。

(助成の方法)

第7条 町長は、助成対象者が第6条に定めるところにより滋賀県内の保険医療機関等において第3条第1項に規定する医療等を受けた場合には、福祉助成費として助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

(助成方法の特例)

第8条 第6条および第7条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、福祉助成費助成申請書（別記様式第3号）を町長に提出することにより助成を受けることができる。

(届出)

第8条の2 第5条の規定により受給券の交付を受けた助成対象者または保護者は以下の変更が生じたとき、または福祉助成費の支給事由が第三者行為によって生じたものであるときは、福祉医療費助成対象者等届出書（別記様式第4号）にてその旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 助成対象者または、助成対象者の保護者の居住地および氏名
- (2) 保険者または共済組合の名称もしくは所在地
- (3) 保険給付の内容
- (4) 附加給付の有無
- (5) 障害程度の変更

(受給権の保護)

第9条 この要綱による福祉助成費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。

(助成金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により福祉助成費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則 (昭和58年告示第22号)

この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和59年告示第22号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

付 則 (昭和59年告示第23号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

付 則 (昭和61年告示第31号)

この告示は、昭和62年1月1日から施行する。

付 則 (昭和62年告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則 (昭和62年告示第13号)

この告示は、昭和62年8月1日から施行する。

付 則 (平成3年告示第32号)

この告示は、平成3年12月25日から施行し、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定は、平成4年1月1日から適用する。

付 則 (平成5年告示第28号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定は、平成5年5月1日から適用する。

付 則 (平成8年告示第19号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年告示第47号)

この要綱は、平成8年12月27日から施行し、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成

要綱の規定は、同年10月診療分から適用する。

付 則（平成9年告示第28号）

この告示は、平成9年9月30日から施行し、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成要綱の規定は、平成9年9月診療分から適用する。

付 則（平成11年告示第30号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年告示第81号）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年告示第32号）

（施行期日）

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（以下「旧要綱」という。）第2条第1号エの規定に該当する者で旧要綱第5条の規定により重度心身障害老人等福祉助成券の交付を受けている者は、平成14年4月から平成19年7月までの間に受けた医療については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例により、福祉助成費の助成を受けることができる。

4 前項の規定によりなお従前の例により受けることができることとされた福祉助成費の助成であって、平成15年8月から平成17年7月までの間に受けた医療に係るものについては、旧要綱第3条中「の前年の所得（1月）」とあるのは「が当該年度（4月）」と、「前前年の所得とする。以下同じ。」が次に定める額を超える」とあるのは「前年度。以下同じ）分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税の所得割を課せられている」と、「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得」とあるのは「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。））」と、「の前年の所得が、次に定める額を超える」とあるのは「が当該年度分の地方税法による市町村民税の所得割を課せられている」とする。

5 付則第3項の規定によりなお従前の例により受けることができることとされた福祉助成費の助

成であって、平成17年8月から平成19年7月までの間に受けた医療に係るものについては、旧要綱第3条中「の前年の所得（1月）」とあるのは「が当該年度（4月）」と、「前前年の所得とする。以下同じ。」が次に定める額を超える」とあるのは「前年度。以下同じ。」分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課せられている」と、「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得」とあるのは「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。））」と、「の前年の所得が、次に定める額を超える」とあるのは「が当該年度分の地方税法による市町村民税を課せられている」とする。

付 則（平成14年告示第69号）

この告示は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（平成17年告示第74号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に受けた医療に係る福祉助成費の助成については、改正後の日野町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成18年告示第107号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年告示第20号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第41号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の2の規定は、この告示の施行の日前に他の市町村の区域内に所在する改正後の第2条第2項に規定する障害者支援施設等に入所したことにより、日野町から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる改正後の第2条の2に規定する重度心身障害老人についても、適用する。

付 則（平成26年 3 月28日告示第33号）

この告示は、平成26年10月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 3 月26日告示第49号）

この告示は、平成27年10月 1 日から施行する。

付 則（平成28年 3 月28日告示第39号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前に定める様式は、当分の間、必要な調整をして使用できるものとする。

別表（第3条関係）

自己負担金

区分	金額	備考
入院	1 日当たり1,000円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに、1 箇月につき14,000円を限度とする。
通院または指定 訪問看護	1 診療報酬明細書または 訪問看護療養費明細書当 たり500円	(1) 1 箇月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細には適用しない。

別記様式第1号

別記様式第1号

重度心身障害老人等福祉助成券交付・更新申請書

					県事業	医・助	課非
					町単独事業	医・助	
① 助成対象者	氏名		性別	生年月日・個人番号	住所		加入医療保険
	本人	続柄	男・女	明大昭平	日野町		記号
	20歳または母等の児童の扶養する		男・女	明大昭平			番号
			男・女	明大昭平			被保険者氏名
			男・女	明大昭平			保険者証発行機関名
② 配偶者		男・女	明大昭平			要・否	
③ 扶養義務者		男・女	明大昭平			助成開始の日	
④ 保護者		男・女	明大昭平			保険者番号	
						保険者証発行機関所在地	
						Tel.	
						附加給付の有無	
						有・無	
⑤ 身体障害者手帳番号	第	号	1・2・3・4・5・6 級	⑧ 特別児童扶養手当証書番号	第	号	級
⑥ 精神保健福祉手帳	第	号	1・2・3 級	⑨ 児童扶養手当証書番号	第	号	号
⑦ 療育手帳番号	第	号	A・B	⑩ 年金証書番号			
<p>上記のとおり福祉医療費受給券の(交付・更新)を申請します。 なお、本申請に関し、受給資格審査のため下記確認公簿等により必要な調査を行うことについて同意します。 また、保険者から附加給付等を受けたときは、返還することを確約します。</p> <p>申請者 住所 日野町 番地 氏名 印 電話番号</p> <p>日野町長 様</p>							

確認公簿:住民税課税台帳・住民基本台帳ほか⑤～⑩を確認できる公簿

◎本人確認方法 1点:免許証 個人番号カード パスポート 在留カード 障害者手帳 他()
 2点:保険証 年金手帳 児扶手 特児 通知等 他()

※ 必要事項を記入ください。(太枠内は記入しないでください)

別記様式第2号(略)

福祉医療費助成申請書

年 月 日

日 野 町 長 殿

申請者 住 所 日野町

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

福祉医療費の助成をされたく申請します。

助成申請額	金	円	
診療年月	年 月 分 (通院・入院・装具等)		
受給券	福祉番号	受給者番号	
個人番号			
助成対象者氏名			
保険者名			
口座振込希望 金融機関名称	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 支所 信用組合 ()		
口座番号	普通・当座 ()		
(フリガナ) 預金名義人	()		
支給 内 訳	総医療費 A	控除額の内訳	支給決定額 A-D
		法定保険給付額 B 付加給付等 C 控除額の計 (B+C) D	
【 県制度 / 町制度 】 【 国保 / 社保 / 後期 】 【 課税 / 非課税 】 【 乳幼児 / 障がい / 65-74 / 母子 / 父子 / 寡婦 / 高齢寡婦 / 小中学生 】			

※注 太枠欄を記入してください。
 この申請書に医療機関等の領収書原本(受診者名、医療点数、薬剤負担金等の記入のあるもの)を添えて提出してください。

福祉医療費助成対象者等届出書

年 月 日

日野町長 様

届出者 住 所 日野町

氏 名 印

電話番号

福祉医療費助成対象者異動により、下記のとおり変更届をします。

受給券	福祉番号	受給者番号	
対象者氏名		個人番号	
対象者住所		男・女	年 月 日生
変 更 お よ び 届 出 事 項	(保護者または扶養義務者氏名)	個人番号	
	(保護者または扶養義務者住所)		
	(被保険者または世帯主名)	(被保険者または世帯主との続柄)	
	(被保険者証の記号番号)		
	(保険者の名称)	(保険者番号)	
	(保険者の所在地)		
	(保険給付の内容)	(附加給付の有無)	
	1. 障害程度の変更	2. 母子・父子要件の変更	
(第三者行為の負傷)			
1. 相手方の	{ 住所 氏名		
2. 第三者行為の発生状況の概要			
3. 相手方の費用負担率	未定	確定 (割)	

処 理 欄	本人確認方法	1点：免許証 個人番号カード パスポート 在留カード 障害者手帳 他 ()	
		2点：保険証 年金手帳 児扶手 特児 通知等 他 ()	対面
		氏名	No. または確認者【 】